

製品プラスチックと雑がみのリサイクルに向けたモデル事業について

1 これまでの状況

(1) プラスチック

容器包装プラスチック以外のプラスチックごみ(以下、「製品プラスチック」)については、従来、「燃えないごみ」として分別収集を行い埋立処分してきましたが、平成 19 年 4 月に「燃えないごみ」から「燃えるごみ」に区分変更し、埋立処分量の削減を図ってきたところです。

【製品プラスチックの例】

- ・おもちゃ ・ビデオテープ ・CD、CD ケース ・バケツ
- ・洗面器 ・お盆 ・弁当箱 ・スポンジ
- ・歯ブラシ ・ポリタンク ・ビニールホース ・梱包用バンド
- ・植木鉢 ・プランター ・クーラーボックス など

(2) 雑がみ

古紙類は、「新聞紙」「雑誌類」「ダンボール」「紙パック」「紙製容器包装」の 5 品目に分別区分しており、いわき市古紙回収事業協同組合により回収され、リサイクルされています。

一方、紙類の中でも、カーボン紙や割り箸の袋など、いわゆる雑がみについては、リサイクルが難しい、結束に適しないといった理由で「燃えるごみ」に分別区分しており、清掃センターで焼却処理しています。

【雑がみの例】

○燃えるごみとしていた紙類

- ・割り箸の袋 ・写真 ・ラミネート紙 ・紙コップ ・紙皿
- ・カーボン紙 ・感熱紙 ・ラップ、トイレトペーパーの芯 など

○燃えるごみに捨てがちな紙類

- ・ワイシャツの台紙 ・ノート類 ・はがき ・画用紙
- ・歯ブラシの台紙 ・メモ用紙 ・カレンダー ・包装紙
- ・プリン、ヨーグルトのパックの台紙 など

2 モデル事業の目的

現在、焼却処理している製品プラスチックや雑がみ類について、技術の進歩等により、リサイクルが可能になってきたことから、排出量や具体的品目など、リサイクルを図るための基礎資料を収集することを目的に、モデル事業を実施します。

3 実施内容

(1) 製品プラスチック

バケツやプランターなどの製品プラスチックを、「燃えるごみ」とは分別を分けて集積所へ排出してもらい、量や対象品目等の確認を行う。

(2) 雑がみ

割り箸の袋、封筒やメモ紙などの雑がみを「古紙類」の5品目とは分別を分けて集積所へ排出してもらい、量や対象品目等の確認を行う。

(3) 意見の聴取

モデル地区の世帯に対して排出方法や分別方法の提案等について、アンケート調査を行う。

4 実施スケジュール

- ・ モデル地区説明 平成 21 年 12 月頃
- ・ 実施期間 平成 22 年 1 月～2 月頃

モデル事業の結果を踏まえ、製品プラスチックや雑がみリサイクルの実施時期、実施方法等について詳細検討を行い、リサイクルの実現を目指します。